

第 61 号議案

阪神高速道路株式会社の事業変更について同意する件

阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第2項第4号に掲げる事項を変更することについて同条第6項の許可を受けるに当たり、道路管理者が神戸市である部分に関して、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同社から次のとおり同意を求められたので、これに同意する。

令和4年9月14日提出

神戸市長 久 元 喜 造

阪高計画第12号

令和4年7月7日

神戸市長

久元喜造様

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市

兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事業の変更について(同意申請)

平成18年3月31日付けで国土交通大臣の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」(兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事項を含む。)を別紙のとおり変更することについて、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項の規定に基づき許可を受けたいので、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

別紙

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

別紙 3 の一部を次のように改める。

〔 1 〕 二. (3) ① 中「以下のように料金調整を行った額を徴収する。」を「 A B 間の通行と C D 間の通行を 1 回の通行とみなして、 A B 間の利用距離と C D 間の利用距離を合算した利用距離に応じて、記〔 1 〕一並びに二 (1) 及び (2) 又は記〔 2 〕により算出された料金の額を徴収する。」に改め、同二. (3) ① 中イ及びロを削る。

〔 2 〕 一. 中「平成 29 年 6 月 1 日以降阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から令和 4 年 3 月 31 日までは下表 1 の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和 4 年 4 月 1 日以降は下表 2 」を「下表 1 」に、「平成 29 年 6 月 1 日以降会社が別に定める日から令和 4 年 3 月 31 日までは下表 3 の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和 4 年 4 月 1 日以降は下表 4 」を「下表 2 」に改め、表 1 及び表 3 を削り、表 2 を表 1 に、表 4 を表 2 とし、同二. (1) 中「会社」を「阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）」に改める。

〔 3 〕 中一. を削り、「記〔 1 〕及び〔 3 〕一」を「記〔 1 〕」に改め、同二. 中「平成 29 年 6 月 1 日以降会社が別に定める日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、下表 2 の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和 4 年 4 月 1 日以降は、下表 3 」を「下表 1 」に改め、表 2 を削り、表 3 を表 1 とし、同二. (注) A 中「上表 2 又は上表 3 」を「上表 1 」に改め、同二. を同一. とし、同三. (1) 中「記〔 1 〕、〔 2 〕並びに〔 3 〕一及び二」を「記〔 1 〕、〔 2 〕及び〔 3 〕一」に改め、同三. (2) 中「記〔 1 〕、〔 2 〕及び〔 3 〕一」を「記〔 1 〕及び〔 2 〕」に改め、同三. を同二. に、同四. を同三. とする。

〔 4 〕 中「記〔 1 〕及び〔 3 〕一」を「記〔 1 〕」に、「記〔 3 〕三 (1) 」を「記〔 3 〕二 (1) 」に改め、同一. (2) 中「平成 29 年 6 月 1 日以降会社が別に定める日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は下表 1 の車種区分に応じた割引後の額

を適用し、令和4年4月1日以降は、下表2」を「下表1」に改め、表1を削り、表2を表1とし、同二. を次のように改める。

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料

金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード〔会社との契約に基づきE T Cカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。〕又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

（2）割引率

割引率は50%以下とする。

（3）実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。同八．（2）中「平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和4年3月31日までの間は記〔3〕二の表2、令和4年4月1日以降は記〔3〕二の表3」を「記〔3〕一の表1」に改める。

〔5〕二．中「記〔2〕一並びに〔3〕二、三（2）及び四」を「記〔2〕一並びに〔3〕一、二（2）及び三」に改める。

理 由

道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(高速道路の新設又は改築)

第3条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について2以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 [略]

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8～10 [略]